

## 電波利用料の見直しに関する検討会(第5回会合)議事要旨

### 1 日時

平成 25 年5月 27 日(月) 13 時 30 分ー15 時 30 分

### 2 場所

総務省7階 省議室

### 3 出席者(敬称略)

#### (1)構成員(敬称略)

(座長)多賀谷一照、(座長代理)森川博之、関根かをり、高田潤一、土井美和子、林秀弥、吉川尚宏

#### (2)意見提出者(発表順)

愛媛県鬼北町、エリア放送開発委員会、クアルコム・ジャパン株式会社、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会、スカパーJSAT 株式会社、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、電気事業連合会

#### (3)総務省

柴山総務副大臣、橘総務大臣政務官、吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、荻原電波利用料企画室長

#### (4)事務局

総合通信基盤局電波部電波政策課電波利用料企画室

### 4 配布資料

- 資料5-1 電波利用料の見直しに関する意見【愛媛県鬼北町】
- 資料5-2 電波利用料の見直しに関する意見募集について【エリア放送開発委員会】
- 資料5-3 電波利用料の見直しに関する意見【クアルコム・ジャパン株式会社】
- 資料5-4 電波有効利用と ICT 活用法の観点から【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】
- 資料5-5 次期電波利用料の見直しに関する意見【スカパーJSAT 株式会社】
- 資料5-6 電波利用料の見直しに関する意見【一般社団法人全国漁業無線協

- 会】
- 資料5-7 電波利用料の見直しに関する検討会 ヒアリング説明資料【一般社団法人全国自動車無線連合会】
- 資料5-8 第5回 電波利用料の見直しに関する検討会提出資料【電気事業連合会】
- 参考資料 電波利用料の見直しに関する検討会(第4回)議事要旨

## 5 議事概要

### (1) 意見提出者からのプレゼンテーション

資料5-1から資料5-8に基づき、意見提出者からプレゼンテーションが行なわれた。

その後、質疑応答及び意見交換が行われた。内容は以下の通り。

#### (土井構成員)

スカパーJSATの意見は、外国で使用している周波数に関しては免除してほしい、電波利用料を使用している周波数の比例配分として欲しいという意見であり、また、自動車無線連合会の意見は、使用する周波数の帯域が半分になるならば電波利用料も半分にしてほしいという意見だと理解している。今までのように公共性や安全安心で2分の1にするなどという考え方ではなく、周波数に応じて比例配分をする、という新しい考え方の提示に対して、他の方からもご意見を聞かせて頂きたい。

また、鬼北町のIP告知放送の使用について、大規模災害での訓練がどのくらいの頻度で行われているのか。また、設置は国土交通省の資金が使われているとの事だが、設置後のメンテナンスはどのような財源によって行われているのか。

#### (情報通信ネットワーク産業協会)

当方としては、ICT産業界として、納められた電波利用料がどのように社会に還元されるかという点に関心を持っており、直接電波利用料を納める立場にないことから、お尋ねの周波数に応じた比例配分することについての考え方はコメントを控えさせて頂きたい。

#### (エリア放送開発委員会)

我々の要望の中にも、災害に備え、いざという時に使用することを目的として開設するエリア放送局に対する電波利用料の配慮というものがあり、そういった目的を考慮して頂きたい。

(スカパーJSAT)

補足であるが、帯域比例でやってほしいと主張しているわけではなく、電波利用料の趣旨というのは国内での電波利用というのが前提なのではないか、という考えを述べている。ITU に登録された周波数を全部使うという前提で免許を取得しているが、実際には、そのうちの一部は国内において一切使っていない。その部分についても利用料を払うのは如何か、というのが一つの考え方ではある。帯域に比例して電波利用料を課すべき、という一部の意見もあるが、免許制度との関連があるので、一律に帯域比例ということを主張しているわけではない。

(全国自動車無線連合会)

平成 21 年に成立したタクシー適正化・活性化法において、タクシーは公共交通機関として位置づけられている。少子高齢化のため、特に過疎地における高齢者の方々、交通弱者の方々にとってはタクシーしか交通手段がない状況である。また都市部においては、タクシーが深夜での唯一の公共機関として動いている。都心部におけるデジタル化の進行状況はいいところまできているが、地方において多額の費用が掛るために進んでいない。デジタル化を推進することにより、より多くの方々が周波数を受けられると考えている。このままでは平成 28 年の 5 月にアナログが終了した際に、特に地方を中心に公共輸送機関として稼働しない事態になると考える。そのためにもアナログからデジタルへの移行に対して、電波利用料を活用したインセンティブをもう少し付けてもらいたい。

(多賀谷座長)

スカパーJSAT の使っていない周波数についてお金を払うのはどうかというご意見について、基本的に免許は周波数を使う事を前提にして得ているのであり、外国向けに使っているから免除っていうのは筋が通ってないと思う。例えば、土地を買って一部を使わないから税金を免除してほしいというのは、どうかと思うのと同じではないか。

(愛媛県鬼北町)

まだ計画中にはあるが、本来の訓練の頻度というのは、月一度ぐらいの頻度になると思う。電波が通るかどうかの試験は機械的に毎日確認する必要があるのではないか。

設置後の維持管理に関しては全額町の資金で管理されることになるが、人口密度が低いため子局当たりの対象人口は約 100 名と少なく、一人当たりの負担が大きい事になる。

(林構成員)

公益性・公共性と電波利用料の低減との関係についておうかがいしたい。なぜ公益性・公共性があればそれが直ちに電波料用の低減に繋がるのか。公益性・公共性と利用料の軽減との間には、もう 1 つ媒介項があるのではないか。そこで、両者の関係性について確認したい。というのも、特性係数のように、放送法等法律上の義務履行に伴って支出を余儀なくされる相応の出費に対する補償と考えられるものもあるし、あるいは、当該業務に公益性・公共性があることから、その普及促進を図るためのインセンティブ装置として、利用料の低減を図るべきである、という考え方もあり、この点、各社どのようにとらえておられるのか、主張される公共性と利用料軽減との間にあるロジックについて説明していただきたい。

(多賀谷座長)

電波の利用においては何らかの公共性がある。日本の場合には安全性は無料という観念があって、安全性にお金を払うのは筋が合わないという議論をしているが、電波を利用して結果的に安全性が確保されることに対して、コストを負担するのは当然という考えもある。それでも負担すべきでないという意見があれば伺いたい。

(森川座長代理)

同意見。公共的な周波数においても電波利用料を負担するというのは、何かしら電波を有効利用していかなければいけないという考え方で、有効利用するインセンティブになるからであると思う。国などの公共的な電波を開放していく大きな流れもあると思う。そうした中で公益性・公共性をどうやって考えていくのか、検討されるのかと思う。

漁業無線協会への質問で、全ての漁船にこの端末が設置されているものなのか。

(全国漁業無線協会)

ここに書いてあるのは中短波、短波局の無線局であり、27MHz 帯を使った漁業無線は全国に 400 カ所ある。中短波、短波を利用しているものはどうしても山の上にアンテナを立てる必要があり、そこまでの通信回線として固定の無線回線を使っているため電波利用料の負担が多く経営的に苦しいというのも一面がある。このシステムは中短波、短波局の漁業用海岸局がこのシステムで運用している。

(吉川構成員)

鬼北町の方への質問。防災行政無線に係る電波利用料について全額免除を

すべきであると主張をされている。全ての自治体が該当するわけではないが、今後電波法が改正された場合、防災行政無線のデジタル化については補助金が与えられる。それに応募されるのかどうか。こういった受益があるにも関わらず全額免除してほしい、と主張される点についてはどうか。町の財政状況を拝見したところ、平成21年に歳入が80億1800万、歳出が78億5800万、実質は1億5500万円という黒字である。こういう状況の中で補助金が出た場合に、申請されるかどうか。それでも全額免除にすべき、と主張されるかどうかについて、伺いたい。

(愛媛県鬼北町)

1 つ目の点であるが、既に国土交通省の社会資本整備総合交付金を使って施設を整備する準備をしておき、電波利用料で施設整備を補助する制度が出来たとしても、既に施設の整備が終わっていると思う。

2 つ目の点であるが、非常時のための施設整備であり、非常時の電波利用に対して電波利用料を取るという発想そのものがおかしいのではないかと。

(柴山副大臣)

事務方にまず法律の適用範囲等の正確な内容について説明させ、それを元に議論すべきである。既にアナログの防災行政無線が整備されているものについては、デジタル無線に切り替えることについて電波利用料による補助を行うことが可能である、と考えている。また、これまでアナログ無線を設置していないところには使えないことになっているが、そういうところについて補助金や何らかの手当があるのか。今回 IP 告知放送システムというものがあるという事だが、今回の法改正が一体どういった形で適用されるのかということ、まず前提として、ファクトとして抑えないとなかなか話が咬み合わないと思うので、事務局から説明をさせる。

(竹内電波政策課長)

今回、国会に提出している電波法改正案は、消防救急無線及び防災行政無線の移動系のシステムをアナログからデジタルに移行する場合に、市町村に対して施設整備費の2分の1を補助するという事業を実施するためのものである。

IP 告知放送システムは防災行政無線の同報系のシステムである為、今回の電波法改正とは重複しない別の分野の話。今回の同報系のデジタル防災行政無線を構築したとしても、これとは別に消防救急無線のデジタル化と防災行政無線の移動系のデジタルの構築することとなる。

また、現在の制度の考え方としては、消防救急無線や防衛用や警察用など、国民の生命財産を守るためだけに使うものには免除し、徴収をしていない。一方、防災行政無線については防災目的と行政目的を両方兼ね備えて、すなわち災害の

無い時は一般の行政目的で使うという考え方であり、半額の免除としている。電波利用料に関する以前の国会での審議の中でも、国や地方自治体の電波利用についても一定の負担を負って利用することによって電波の有効利用のインセンティブが働くので負担すべきとの指摘もされているところであり、公的なものだからと言って全て減免ということではない。

(愛媛県鬼北町)

通常の一般行政用の町民の皆様に対する行政報告は IP 告知放送があるので、それで既に行っており、今後も行うつもりである。従って、今回整備しようとしている防災行政無線については非常時のみ使うために作るもの。特に子局については子局ごとに電波利用料が発生するが、通常時に子局から放送することは考えられない。災害等で集落が孤立した時に、その子局から無線を通じて対策本部に連絡をするものである。考えとしては消防・水防用と防災行政用との区分というのはどこにあるのか分からないということ。

(森川座長代理)

スカパーJSAT への質問だが、資料の2ページ目の国際競争力の観点という具体的な数値や営業的なデータを教えて頂きたい。

そして4ページ目の「周波数の利用条件は変化することとなるため、引き続きその特性を勘案し軽減いただくことを要望する」とあるが、このことは 14 ページ目の廃局時の電波利用料額への要望に該当するのだろうか。

(スカパーJSAT)

日本国内だけではなく海外同士の通信に使われており、そういった意味で他の事業者と競争しているわけであるが、その外国の事業者がそれぞれの電波利用料をどのように負担しているのかは国ごとに違うと思う。国内利用をしていない外国でサービスしているものについて、国内の電波利用料が課されることによる国際的な競争力が削がれるということ。

周波数調整というのは非常に難しいもの。国内的に免許を取得してこの周波数を使って良いと言われたとしても、隣接する外国の衛星との干渉問題がある。国際調整に関する規則に基づいて、各国との調整を永続的に行い、これにより通信方式を限定する、一部の帯域は利用を制限させるというように、周波数の利用や利用の仕方に制限がついてしまう。このように国内利用だけで国際調整が必要のない事業者と比較すると、非常にコストが掛かるものであり、このように制約を受けるものについて、国内利用だけの無線局と同じような電波利用料を課されるのは辛い。

後段の質問についてだが、衛星は例えば 15 年で寿命がきて、新しい衛星に切り替える際、古い衛星は免許を新しい衛星が稼働した後に返上することとなる。しかし、電波利用料は1年単位で支払しているので、一定の期間これが二重払いになってしまうという事態があるというものである。このため、新しい衛星の免許に伴う電波利用料については、古い衛星で支払っていた利用料をもって相殺するような形で対応頂けないか、あるいは途中でもその衛星を使わなくなった時でも残りの期間分について返還頂けないか、ということ。

(柴山副大臣)

情報通信ネットワーク産業協会から「電波リテラシーの向上にむけた取り組みへの利用」についての意見があったが、具体的なイメージについて何かあるか。

(情報通信ネットワーク産業協会)

電波利用料という共益費が国としての競争力の根幹であるICT産業に繋がってほしいと思っている。具体的には、いつかあると思うが、露出をあげるためには、ある程度費用を掛けた上で多くの国民に告知することも必要ではないか。一部の中で議論をしても普通の方々には伝わりにくい。我々としても、今後具体的に出来る事があれば協力していきたいと考えている。

(柴山副大臣)

スマートメーターは安くすべきとの意見があるが、その根拠は、例えば電気の賢い使い方あるいは節電に繋がるという公益性に配慮するものなのか、スタートアップのために配慮するものか。

(電気事業連合会)

今回は、通信量が少ないと予想されることもあり、少しでも安くして頂ければ有り難いという観点から意見を申し上げた次第。

(情報通信ネットワーク産業協会)

M2M のインフラは十分社会性があり公益性があると思うが、それだけではなく、我が国の発展のため、成長戦略の一環として検討をお願いしたいということ。

## (2) その他

第6回会合は非公開とし平成 25 年6月 17 日(月)に、また、第7回会合は公開とし平成 25 年7月1日(月)にそれぞれ開催することとし、論点整理に向けた議論

を実施していく旨、事務局より周知された。

以 上